

# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 最上川下流・赤川流域の減災に係る取組方針



平成30年8月6日洪水：最上川本川の出水状況（酒田市落野目地区）

平成29年11月27日

令和3年8月4日改定

## 最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会

鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町（オブザーバー）  
山形県、山形地方气象台、東北電力（株）庄内発電技術センター  
国土交通省東北地方整備局

## 1. はじめに

最上川下流域の最上川は、最上川中上流域の洪水が集まるために流量が多く、洪水氾濫を防ぐために古くから堤防整備が進められてきた。洪水時は、低平地である庄内平野を大きく蛇行しながら流れるため、河川水位が高い状態が長時間継続する特徴を有する。このため、度々甚大な洪水被害が発生したり、堤防や基礎地盤からの漏水が発生しており、一度堤防が決壊すれば氾濫水が拡散し、広範囲が浸水し甚大な洪水被害が発生する。

赤川流域は、内川合流点付近までが赤川扇状地を流下する急流河川、内川合流点付近から下流は低平地であり、扇状地上は流下型～拡散型、低平地は貯留型の氾濫となり、広範囲で甚大な洪水被害が発生する。

また、県管理河川は、盆地から山地に向けて樹枝状に広がる河川が多い。ほとんどの河川が急流河川で流路が短く、山地の降雨が短時間で平地に至り、急激に河川水位が上昇し氾濫に至る特性を有している。

最上川下流及び赤川では、昭和 44 年 8 月洪水(前線)等、過去には洪水により甚大な被害が生じたが、その後、河川整備やダム建設が進められた。

このような状況下で平成 27 年 9 月関東・東北豪雨が発生し、鬼怒川では堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生するとともに、約 4,300 人の孤立者が発生した。同豪雨では、隣接する宮城県の鳴瀬川水系吉田川では越水による浸水、宮城県管理の渋井川で堤防決壊が発生し、大規模な浸水被害が生じている。

最上川下流・赤川流域では、豪雨災害から地域住民の安全安心な暮らしを守るため、2 市 2 町(鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町)、山形県、山形地方気象台、国土交通省東北地方整備局は、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築について～(平成 27 年 12 月 10 日答申)」を踏まえ、「最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成 28 年 5 月 30 日に設立した。

さらに、平成 28 年 8 月台風による北海道・東北豪雨により中小河川において要配慮者利用施設での逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のありかたについて(平成 29 年 1 月 11 日)」が答申された。これを踏まえ、県管理河川を取組の対象に加えることとした。(本会議は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会である。)

このような減災対策の取組を実施している中で、最上川下流・赤川流域では大規模な洪水が頻発した。最上川では、平成 30 年 8 月 6 日(前線)、30 日(秋雨前線)と連続した洪水が発生、特に 8 月 6 日洪水では、下瀬観測所で計画高水位まで 3cm に迫る観測史上第 2 位の水位を記録し、酒田市では初めて最上川の河川水位に基づく避難勧告を発令した。赤川では、令和 2 年 7 月洪水で、黒川橋、横山、押切観測所で既往最高水位を観測、洪水予報基準観測所の熊出、羽黒橋、浜中観測所では、平成以降の最高水位を観測した。

全国でも、平成 29 年 1 月 11 日答申以降、平成 29 年 7 月九州北部豪雨(花月川氾濫等)、平成 30 年 7 月西日本豪雨(小田川破堤等)、令和元年 10 月(台風 19 号)(千曲川破堤、阿武隈川破堤等)、令和 2 年 7 月豪雨(球磨川氾濫、最上川氾濫等)の大規模な洪水被害が毎年発生しており、直轄河川で堤防決壊が生じる等、大規模な浸水被害や多数の孤立者が発生した。

更に、近年頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 30 号)が令和 3 年 5 月 20 日に施行された。この中で、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、①避難情報のあり方の見直し(避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を発表)、②個別避難計画の作成(避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難)、③広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置(居住者等の安全な他の市町村への避難(広域避難))が示された。

一方、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う水害対策を推進するため、「流域治水プロジェクト」を令和 3 年 3 月 30 日に策定し、関係者で総力をあげて取り組んでいくこととしている。

本協議会では、こうした最上川下流・赤川流域の氾濫特性および治水事業の現状や平成 28 年度から令和 2 年度までの取組の進捗状況、全国で頻発する水害の状況、災害対策基本法等の一部改正や流域治水プロジェクト等を踏まえて検討を行い、令和 3 年 8 月に取組方針の改定を行い、令和 3 年度から 7 年度までの主な取組についてとりまとめた。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本方針は、本協議会規約第 4 条に基づき作成したものである。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

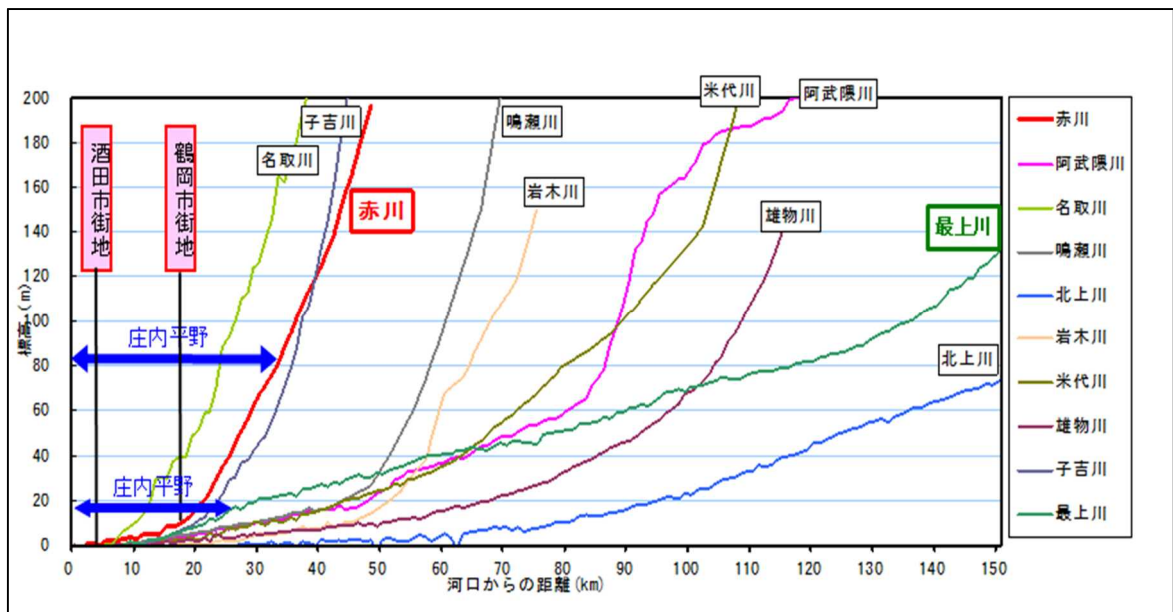
構成機関	構成員
鶴岡市	市長
酒田市	市長
三川町	町長
庄内町	町長
遊佐町 (オブザーバー)	町長
山形県 防災くらし安心部	防災危機管理課長
山形県 県土整備部	河川課長
山形県 県土整備部	砂防・災害対策課長
山形県 庄内総合支庁	総務企画部長
山形県 庄内総合支庁	建設部長
東北電力株式会社 庄内発電技術センター	所長
気象庁 山形地方气象台	台長
国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所	所長
国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所	所長

### 3. 最上川下流・赤川の概要

#### ■ 地形的特徴

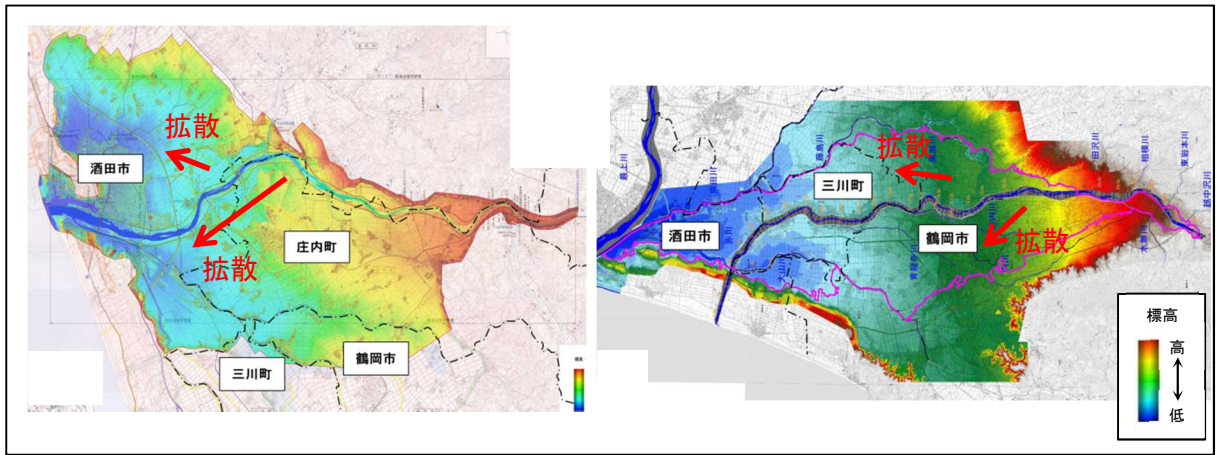
最上川下流は、河川勾配が緩やかなため洪水が流れにくい特徴がある。一方、赤川は、山間部を流れる上流部の河川勾配が  $1/15 \sim 1/140$  と急峻であり、降雨の影響を受けやすい。中流部から下流部は  $1/1000 \sim 1/2500$  程度と緩やかになり、洪水が流れにくい特徴がある。

また、県管理河川は流路延長が短い河川が多く、山地の降雨が短時間で平地に至り、洪水が一時に集中する特性を有していることから、短時間で浸水被害が生ずる。



河川縦断模式図

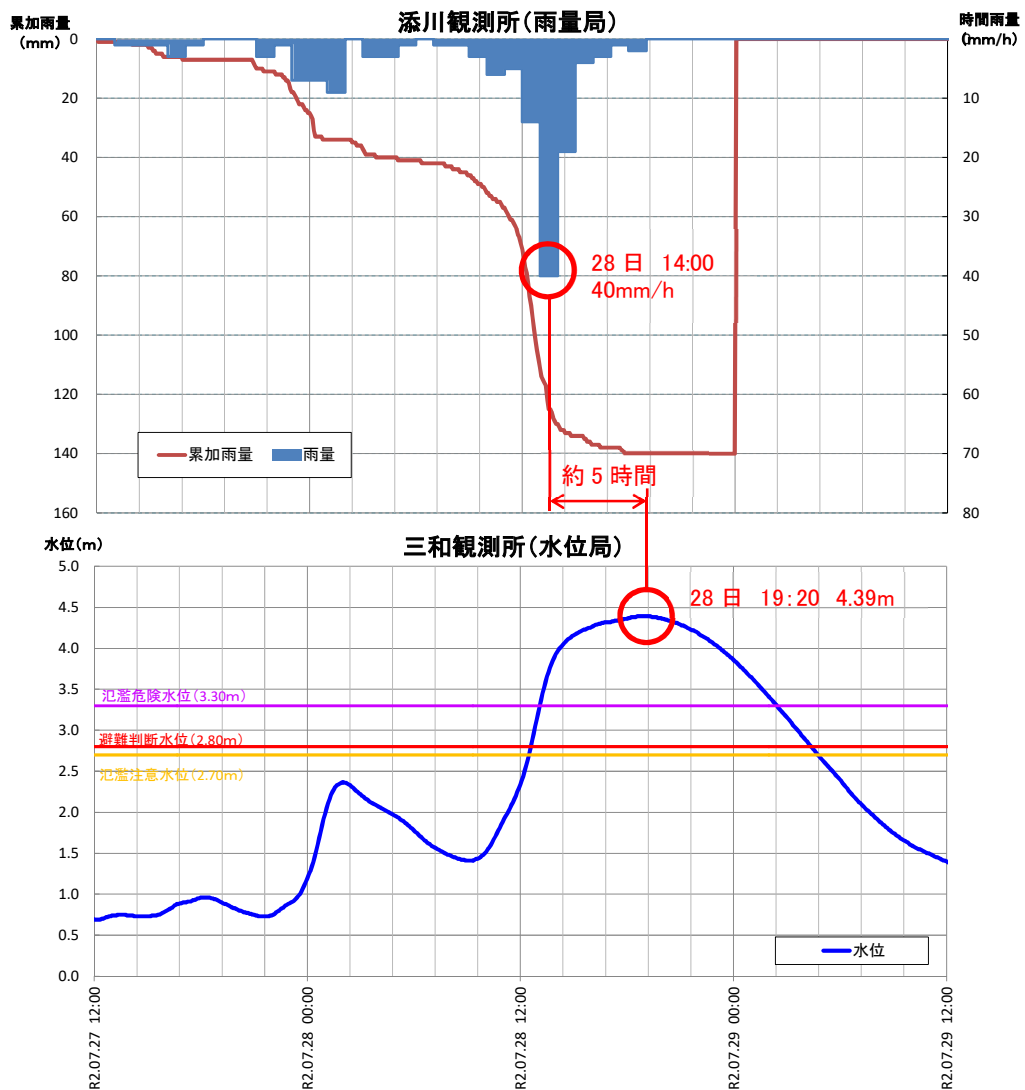
最上川下流及び赤川ともに庄内平野の低地部を流下するため、一旦堤防が決壊すると拡散型の氾濫となるため、広範囲な浸水により甚大な洪水被害が想定される。



最上川下流

赤川

低平地で拡散型の氾濫形態を有する



令和2年7月豪雨に伴う京田川出水状況

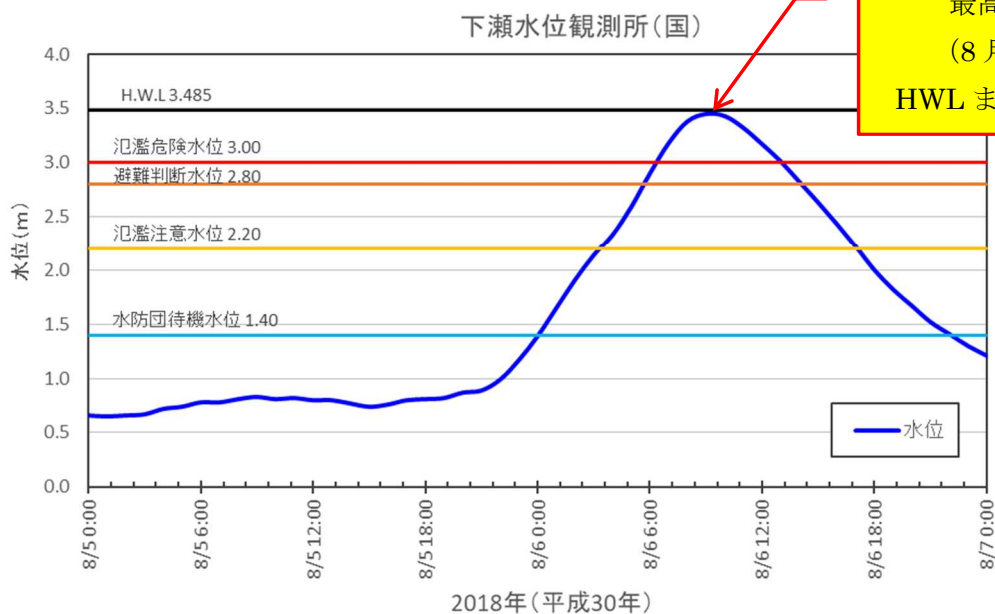
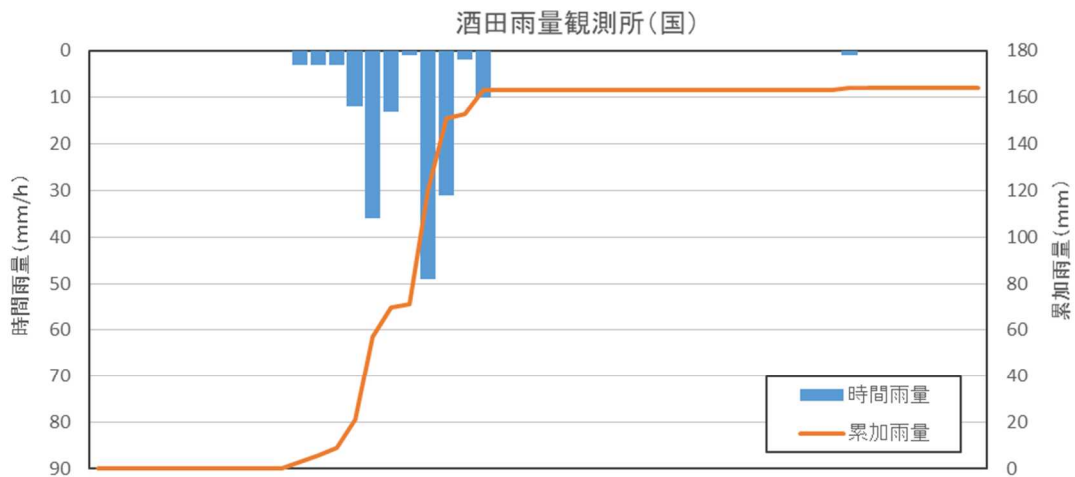
■過去の被害状況

最上川及び赤川ともに、昭和 44 年 8 月に戦後最大流量である洪水が発生した(最上川 約 6,100m<sup>3</sup>/s、赤川 約 2,300m<sup>3</sup>/s)。最上川では河川全体で死傷者 10 名、家屋被害 4,938 戸、赤川では家屋被害 326 戸と甚大な被害が生じている。



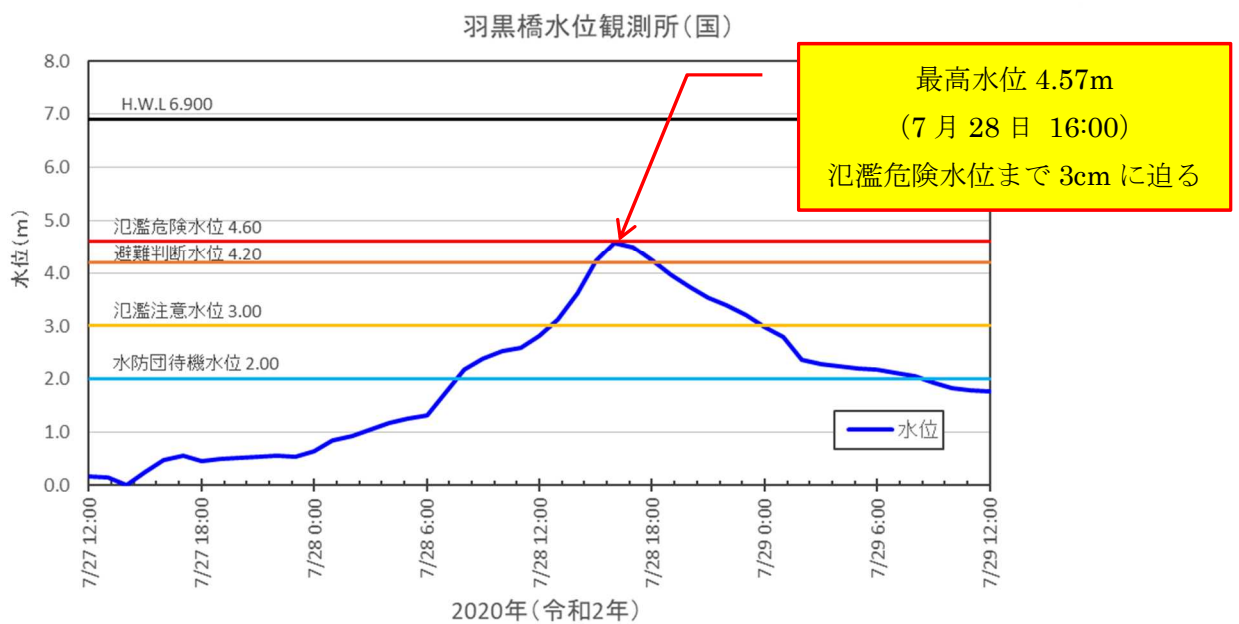
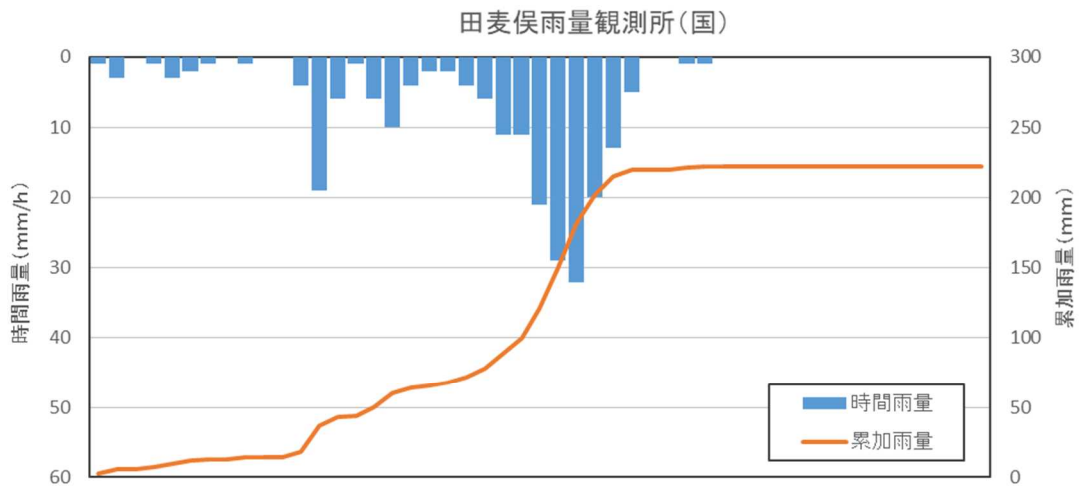
昭和 44 年 8 月の出水状況(酒田市中瀬地区)

近年では、最上川で平成 30 年 8 月 6 日(前線)、30 日(秋雨前線)と連続した洪水が発生し、下瀬観測所でそれぞれ戦後第 2 位水位(3.45m)、戦後第 4 位水位(3.13m)を記録した。8 月 6 日洪水では、酒田市では初めて最上川の河川水位に基づく避難勧告を発令した。



平成 30 年 8 月洪水に伴う最上川出水状況(下瀬観測所)

また、赤川では、令和2年7月洪水で、黒川橋、横山、押切観測所で既往最高水位を観測、洪水予報基準観測所の熊出、羽黒橋、浜中観測所では、平成以降の最高水位を記録し、県管理河川の青竜寺川では、時間雨量40mmを超える大雨の影響により水位が上昇し、16時に湯野沢地区に避難勧告が発表された。その後も水位が上昇し続け、越水により家屋浸水38棟や農地浸水が発生した。当該洪水では、減災対策メニューの河道掘削、月山ダムでの洪水調節により、横山地点で約2.8m、押切地点で約2.5mの水位低減効果を発揮し、両地点での越水氾濫を防止した。



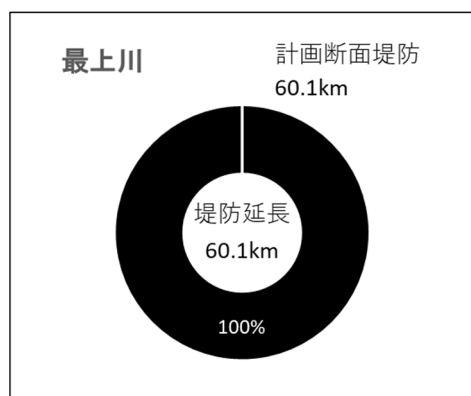
令和2年7月洪水に伴う赤川出水状況(羽黒橋観測所)



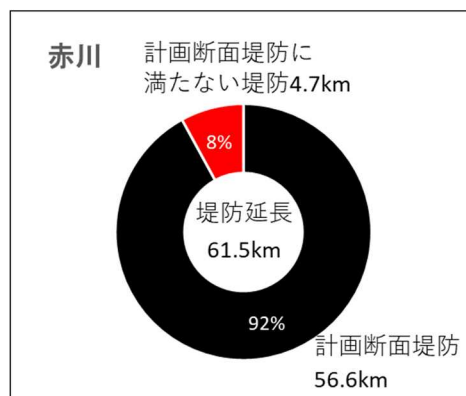
## ■河川改修等の状況

最上川下流の堤防整備は令和3年3月現在で計画堤防断面が100%と高い整備率であるものの、重要水防箇所では流下能力不足や堤防・基礎地盤からの漏水が懸念される箇所が存在している。

赤川の堤防整備率は令和3年3月現在で計画堤防断面が92%の整備率であるものの、最上川下流と同様に重要水防箇所では流下能力不足や堤防・基礎地盤からの漏水が懸念される箇所が存在している。



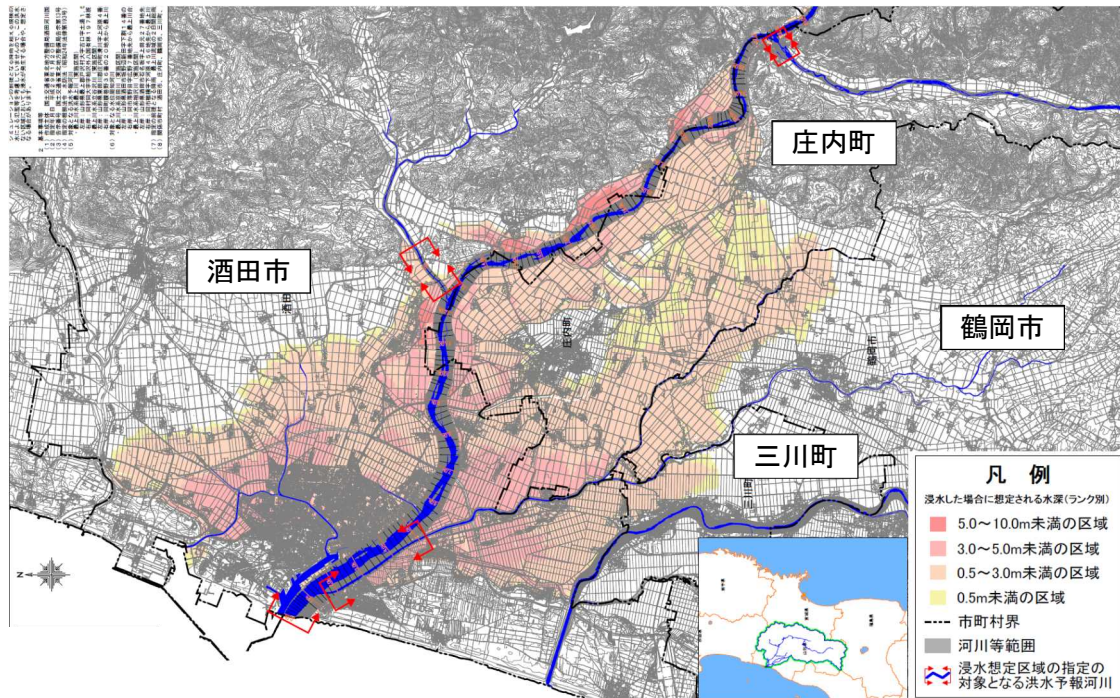
最上川下流の堤防整備状況  
(令和3年3月末時点)



赤川の堤防整備状況  
(令和3年3月末時点)

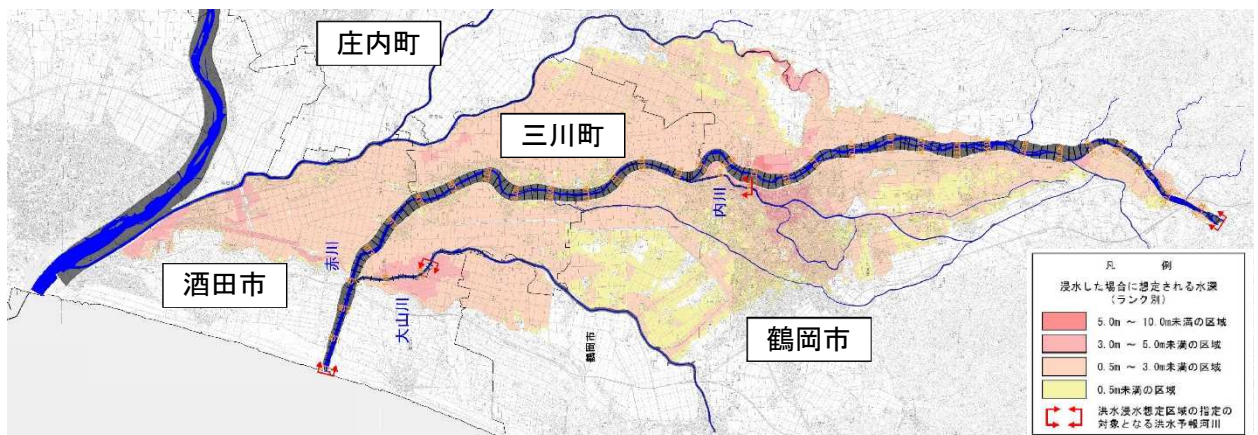
■想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図の公表

最上川では、平成 29 年 1 月 20 日に想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図を公表しており、計画規模の年超過確率 1/150 規模の洪水に比べ、浸水範囲が拡大するとともに、最大浸水深が約 4m から約 6m と深くなり、大規模な浸水被害が想定されている。



最上川水系最上川、立谷沢川、京田川及び相沢川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

赤川では、平成 28 年 5 月 31 日に想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図を公表しており、計画規模の年超過確率 1/100 規模の洪水に比べ、最大浸水深が約 5m から約 6m と深くなり、大規模な浸水被害の発生が想定されている。



赤川水系赤川、大山川、内川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

県管理区間では、洪水浸水想定区域図作成対象 13 河川(最上川水系 7 河川、赤川水系 6 河川)について、作成が完了している。

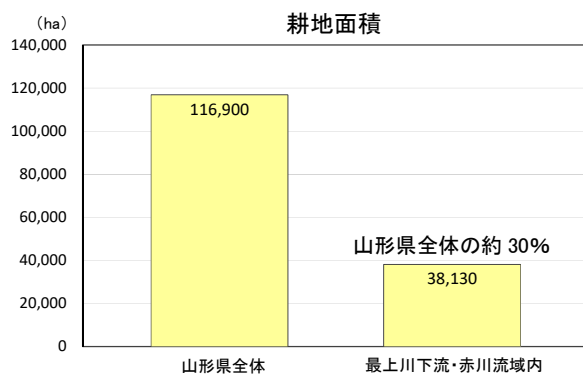
## ■最上川下流、赤川流域の社会経済等の状況

浸水のおそれのある範囲内に、最上川下流域には約 5.4 万人(流域内人口約 5.7 万人)、赤川流域には約 2.9 万人(流域内人口約 10.2 万人)が居住しており、基幹交通、緊急輸送路である国道 7 号、47 号、112 号のほか、日本海沿岸東北自動車道等の高速交通網の整備による広域交流により今後の発展が見込まれている。



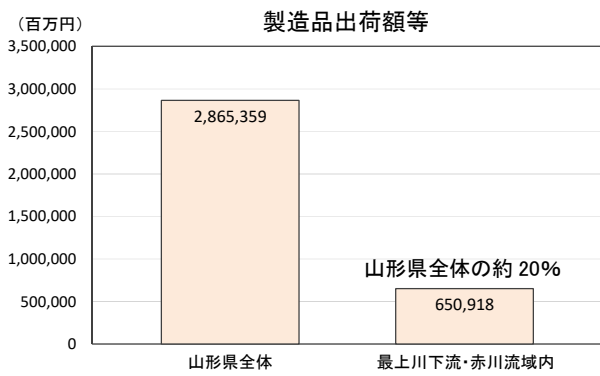
整備が完了した国道 47 号 余目酒田道路

流域内の耕地面積は山形県全体の約 30%、製造品出荷額等は山形県全体の約 20% を占め、県内有数の農業地帯・工業地帯として重要な地域である。



耕地面積(2020 年)

(出典:作物統計(農林水産省 HP))



製造品出荷額等(2019 年)

(出典:工業統計表(経済産業省 HP))

最上川下流及び赤川流域内には沿川 4 市町の防災拠点である市役所、役場をはじめ災害拠点病院があるなど、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下等が懸念される。

このような状況から、最上川下流及び赤川流域に暮らす人々の命を守る避難行動や社会経済への影響軽減、基幹交通・緊急輸送路の災害復旧に対する早期の道路機能回復、防災拠点の維持等の庄内平野を守る取り組みが急務となっている。

## ■背景・必要性

- 地形的特徴から、広範囲な浸水の発生のおそれや、急激な河川水位の上昇による避難時間確保が困難となる可能性があり、避難指示等の発令タイミングや避難先の確保が必要である。
- 最上川、赤川では、平成30年8月、令和2年7月と立て続けに大きな出水が発生したことに加え、全国では毎年の様に大規模出水による洪水被害が発生しており、最上川下流・赤川流域では、大規模出水に備えた洪水対応能力の確保や、住民の避難意識の向上を図る必要がある。
- 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害等に対し、実効的な流域治水プロジェクトをより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進する必要がある。

#### 4. 現状の取組状況及び課題

最上川下流・赤川における減災対策について、各構成員で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりである。

##### ① 減災のための基盤や施設運用の整備等に関する現状と課題

<b>□現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動の影響による水害の頻発化、激甚化が進行している。</li> </ul>	

<b>■課題</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域内にある災害拠点病院との複数手段での情報伝達について、施設管理者との調整が必要である。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厳しい財政事情の中、既存ストックを有効活用した即効性が高い浸水被害の発生を防止、軽減対策を講ずる必要がある。</li> </ul>	2

##### ② 情報伝達、避難計画等に関する現状と課題

<b>□現状</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示の発令判断の目安となる洪水予報を山形地方気象台と国土交通省酒田河川国道事務所および、山形地方気象台と山形県が共同発表しており、災害発生のおそれがある場合は、酒田河川国道事務所長・月山ダム管理所長・山形県・気象台長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年、出水規模が大規模化、高頻度化している状況において、被害を軽減させる取組が求められている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水想定区域図を作成・公表し、ハザードマップにより避難所等を指定し周知している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線・防災ラジオや広報車等の複数の伝達方法により住民への周知、河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEB や報道機関を通じて提供している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険水位等を設定している河川においても、避難指示の発令対象区域、発令判断基準について、住民の認識不足が懸念される。また、危険水位等設定河川以外の河川では、避難指示の発令対象区域、発令判断基準が定められていない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づく避難訓練を定期的実施する必要がある。また、避難確保計画が未策定の施設管理者においては、令和3年度中に計画を策定する必要がある。</li> </ul>	

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示等を適切なタイミングで発表し、住民に水位等の防災情報を十分認知してもらう必要がある。</li> <li>・ 時間的余裕が無い中で、避難時の安全確保にも留意した上での的確な避難指示等の発令を行う必要がある。</li> <li>・ 河川管理者、気象台は、自治体の的確な避難指示発令に資する情報を正確、迅速に提供する必要がある。また、自治体は、必要情報を河川管理者に要求し、主体的に取得する必要がある。</li> </ul>	3
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模出水時において住民が的確な避難行動を取ることができるように、河川管理者、防災担当者が取るべき行動と、適切な情報提供について事前に計画する必要がある。</li> </ul>	4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織や住民自身が河川、防災情報の内容や使い方を理解し、それに基づく的確な避難行動を取れるように、住民の防災力向上が必要である。</li> </ul>	5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接市町への避難の検討が必要である。</li> <li>・ コロナ禍での分散避難を推進すると共に、避難所受入人数や安全な避難経路の確認が必要である。</li> </ul>	6
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定最大規模降雨に対する洪水ハザードマップが住民に定着しているか不安がある。</li> </ul>	7
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間や降雨時など窓を閉めた場合、防災行政無線が聞こえないことを踏まえ、多様な情報伝達手段を整備する必要がある。</li> </ul>	8
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険性や避難の必要性が分かる情報提供が必要である。</li> </ul>	9
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険水位等設定河川以外の河川について、高齢者等避難、避難指示の発令対象区域、発令判断基準についての情報共有・連携を進める必要がある。</li> </ul>	10
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および避難訓練の実施に対する支援が必要である。</li> </ul>	11
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織などと連携して、避難行動要支援者の避難誘導體制を整備する必要がある。</li> </ul>	12
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者の避難について、住民、関係機関が連携した、より実践的な避難訓練の実施方法の検討が必要である。</li> </ul>	13



### ③ 水防に関する現状と課題

□現状	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防団員へは防災メール等により水位等の情報提供を実施している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出水期前に、自治体、水防団、住民等と重要水防箇所での合同巡視を実施している。</li> <li>・ 出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</li> <li>・ 県管理河川では、重要水防箇所の合同巡視を行っていない。</li> </ul>	

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水時、水防団員にどこまで情報が伝わっているか把握していないため、連絡体制の再確認が必要である。</li> <li>・ 水防団との連絡体制および近隣の水防団間の連絡体制の確保、重要水防箇所に関する情報の共有、伝達訓練の実施が必要である。</li> </ul>	14
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防団員の安全確保が必要である。 (巡視に係る安全器具等の配備も含む。)</li> <li>・ 県管理区間の重要水防箇所の位置や状況を把握するため、河川管理者、自治体、水防団、住民等との合同巡視が必要である。</li> </ul>	15
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄している水防資機材・装備の定期的な点検、整備が必要である。</li> </ul>	16



最上川での水防活動(釜段工)



河川管理者による河川巡視の状況



④ 氾濫水の排水、施設運用に関する現状と課題

□現状

- ・ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。

■課題

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ・ 排水樋管への排水ポンプ等の配置計画が必要である。         | 17 |
| ・ 水門を閉めた際、操作状況を住民へ周知する必要がある。       | 18 |
| ・ 復旧や生活再建のため、浸水をできる限り早期に解消する必要がある。 | 19 |



酒田河川国道事務所に配置されている排水ポンプ車



排水ポンプ車による内水排除状況

⑤ その他

□現状

- ・ 自治体の災害復旧経験者が不足している。
- ・ 県を通じて災害情報の共有が図られている。

■課題

- |  |    |
|--|----|
| ・ 自治体の災害対応にあたる人材不足を補うための支援・育成体制を強化するとともに、災害復旧に関する情報共有する取組を継続する必要がある。 | 20 |
|--|----|

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和 7 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5 年で達成すべき目標】

最上川下流及び赤川は、拡散的に氾濫する低平地の庄内平野に位置し、甚大な浸水被害を及ぼすおそれがあることから、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、山形県内で発生した平成 30 年 8 月、令和 2 年 7 月豪雨等の教訓を踏まえ、最上川下流及び赤川で発生しうる大規模災害※に対して命を守る・庄内平野を守るため「避ける、防ぐ、取り返す」ことにより、氾濫被害の最小化を目指す。

○避けるとは…… 流域住民が主体的に水害リスクを把握し、水害から自ら避ける行動をとることを促し、命を守る取組

○防ぐとは…… 地域の氾濫被害の防止や軽減を図り、堤防決壊を少しでも遅らせ避難時間を確保する取組

○取り返すとは… 堤防決壊により、広範囲な浸水被害となるため、1 日でも早い日常生活を取り返すための取組

※大規模水害… 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

### 【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。

- ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組
- ②発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組
- ③一刻も早く日常生活を取り返すための排水活動の強化の取組

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

### ① 住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーション

#### ■減災のための基盤や施設運用の整備等に関する取組

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
・ 災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する事態を想定した対策の実施および情報伝達システムの複数化を検討	1	継続	鶴岡市 酒田市
・ 既存ダムの洪水調節機能強化	2	継続	東北電力 山形県 東北地整



令和2年5月29日  
東北地方整備局

#### 既存ダムの洪水調節機能強化に向け「治水協定」を締結 ～ダムの水害対策に使える容量が1.5倍に～

東北地方整備局は、令和元年12月12日に定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」※別紙を踏まえ、1級河川12水系にあるダムの関係機関（河川・ダム管理者と関係利水者）と「治水協定」を締結しました。

治水協定の締結により、東北地方整備局管内のダムにおいて水害対策に使える容量は、これまでのおよそ1.5倍となります。

今後、ダム関係機関と連携し、これからの出水期に備えます。



約2.5mの架台の上に設置した  
非常用電源装置

#### 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた治水協定の締結

■情報伝達、避難計画等に関する取組(1)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼河川情報や防災情報の提供と充実</b>			
・ ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言及びホットラインの活用	3	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整
・ スマートフォンを活用した洪水予報等、リアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・機能向上、住民へのPR	3、8、9	継続	山形県 気象庁 東北地整
・ メディアとの連携による洪水情報の提供	3、8、9	R3 年度新規	山形県 気象庁 東北地整
・ 線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策	3	継続	気象庁

・ 今回の出水において関係自治体と酒田河川国道事務所で計 14 回に及ぶホットラインを実施

年月日	時刻	発信者	受信者	内容	備考
2020年7月28日	13:40	酒田河川国道事務所長	山形県鶴岡市長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	13:45	酒田河川国道事務所長	山形県三川町長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	13:49	山形県鶴岡市長	酒田河川国道事務所長	・羽黒地区の避難指示について(県管理黒瀬川)	
2020年7月28日	14:35	酒田河川国道事務所長	山形県鶴岡市長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	14:38	酒田河川国道事務所長	山形県三川町長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	15:40	酒田河川国道事務所長	山形県鶴岡市長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	15:55	酒田河川国道事務所長	山形県三川町長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	18:10	酒田河川国道事務所副所長(河川)	酒田市危機管理監	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	18:18	山形県鶴岡市長	酒田河川国道事務所長	・湯野沢地区の浸水状況について(県管理青龍寺川)	
2020年7月28日	19:10	山形県鶴岡市長	酒田河川国道事務所長	・切添地区の浸水状況について(県管理内川)	
2020年7月28日	19:30	酒田河川国道事務所副所長(河川)	酒田市危機管理監	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	23:00	山形県鶴岡市長	酒田河川国道事務所長	・湯野沢地区の排水要請について(県管理青龍寺川)	
2020年7月29日	6:10	酒田市危機管理監	酒田河川国道事務所副所長(河川)	・水位到達見込みについて問い合わせ	
2020年7月29日	7:35	酒田市危機管理監	酒田河川国道事務所副所長(河川)	・水位到達見込みについて問い合わせ	

ホットラインの実施状況

■情報伝達、避難計画等に関する取組(2)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼多様な手段による住民への確実な避難情報等の伝達			
・ 防災ラジオ等の頒布拡大	8	継続	酒田市 三川町 庄内町
・ 登録制メール等の普及、登録者数拡大	8	継続	庄内町
・ 民間企業との災害時の情報発信に関する協定締結	8	継続	全市町
・ 各種 SNS での防災情報の発信	8	継続	酒田市 三川町 庄内町
・ 既存の情報伝達手段以外の確保、充実	8	継続	鶴岡市 三川町



自治会長へ緊急情報を伝達する防災ラジオ



既存の情報伝達手段以外の確保、充実

■情報伝達、避難計画等に関する取組(3)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼タイムラインの見直し、活用			
・ 避難情報着目型タイムラインの見直し、活用	4	継続	全市町 山形県 東北地整
・ 水害タイムラインの整備、活用	4	継続	鶴岡市 酒田市
・ マイ・タイムライン作成支援、普及促進	5	継続	全市町



マイ・タイムライン作成講習会の様子



水害タイムライン策定会議

■ 情報伝達、避難計画等に関する取組(4)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼ハザードマップの見直し、活用</b>			
・ 想定最大規模の洪水でのハザードマップの見直し、活用	7, 9	継続	全市町
・ 内水ハザードマップの整備 ・ ため池ハザードマップの作成 ・ 複合的なハザードマップの作成	9	R3 年度新規	鶴岡市 酒田市 庄内町



ため池ハザードマップの作成

■情報伝達、避難計画等に関する取組(5)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼洪水予報・水位周知河川以外への避難指示発令の検討</b>			
・ 危険水位等設定河川以外の河川について、避難指示の発令基準・区域の設定検討	10	継続	鶴岡市 酒田市 三川町
<b>▼避難計画(広域避難、分散避難を含む)の検討</b>			
・ 近隣市町との避難に関する検討・調整	6	継続	酒田市 三川町
・ コロナ禍での分散避難の推進 ・ 避難先や避難経路等の事前調査	6	継続	全市町
<b>▼避難確保計画の作成促進</b>			
・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進	11	継続	鶴岡市 酒田市 三川町 山形県
・ 避難行動要支援者等のスムーズな避難誘導體制の整備および避難訓練実施方法の検討	12、13	継続	三川町 庄内町



避難確保計画作成講習会の開催

避難所以外の避難先の例

避難先の例	避難の仕方
<b>自宅</b> (在宅・垂直避難)  2階に避難	被害が少ない、倒壊等の恐れがない場合は自宅や車庫、作業場などを避難先として利用する。
<b>自動車</b> (車中避難)  車で避難	洪水時に浸水の恐れがない一時避難場所(イオン三川店屋上駐車場、庄内空港緑地公園)や、避難所敷地内の駐車場で、自身の車を避難先として利用する。
<b>親戚宅等</b>  困ったときは お互い様	建物の倒壊や洪水時に浸水の恐れがない安全な地域の親戚や友人のお宅に避難する。

分散避難の呼びかけ、周知



■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組(1)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有</b>			
・ トップセミナーの実施	3	継続	全市町 山形県 東北地整
・ 地域住民との共同点検の実施	9	継続	全市町 東北地整
・ 防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有	5、7、9	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整
<b>▼防災教育及び人材育成等の実施</b>			
・ 小中学校等における出前講座、水害教育の実施	5、7	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整
・ 自主防災組織の人材育成、防災講習会	5、12	継続	三川町 庄内町 気象庁



首長への危機管理トップセミナー



地域住民との合同点検



自主防災組織研修会



防災朝会の実施

■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組(2)

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼防災訓練、避難訓練等の実施</b>			
・ 避難行動要支援者等の避難訓練及び訓練への支援(避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の訓練支援含む)	11、12	継続	全市町 山形県 気象庁
・ 避難情報着目型タイムラインを活用した洪水対応演習	3、4	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整
・ 自治体で実施する各種防災訓練	11	継続	全市町 気象庁



豪雨・風水害による洪水を想定した  
要配慮者等の避難誘導訓練



令和元年度洪水対応演習

② 発災時に人命と財産を守る水防活動の強化

■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
・ 水防団員の安全確保を十分に行った上での洪水時の巡視、及び水防活動の連絡、実施体制の検討・構築	14、15	継続	全市町
・ 近隣水防団間の情報の共有	14	継続	鶴岡市 酒田市 庄内町
・ 重要水防箇所及び水防資機材の合同巡視・点検	15、16	継続	全市町 山形県 東北地整
・ 水防訓練・水防講習会の定期的な開催	15	継続	全市町 山形県 東北地整
<b>▼ 備蓄資材の計画的な整備と定期点検の実施</b>			
・ 備蓄資材の計画的な整備と定期点検の実施	16	継続	全市町 山形県 東北地整
・ 自主防災組織資機材等整備に対する補助	16	継続	酒田市 三川町
・ 町内会や個人への土のう配布	16	継続	鶴岡市 酒田市 庄内町
・ 土のうステーションの確保	16	R3 年度新規	三川町



水防訓練の実施



重要水防箇所合同巡視

③ 一刻も早く日常生活を取り返すための排水活動の強化

■ 排水活動の強化、施設運用に関する取組

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
・ 排水施設操作状況の情報共有と地域住民等への情報提供方法の検討、構築	18	継続	全市町 東北地整
・ 排水計画の策定及び排水訓練の実施	17	継続	東北地整
・ 災害時の建設業組合との排水ポンプ連携体制構築	19	継続	鶴岡市 三川町



排水ポンプ車設置訓練

④ その他

■減災・防災に関する支援

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
<b>▼災害時及び災害復旧に対する支援</b>			
・ 支援体制の強化および災害情報の共有	20	継続	市町 山形県 気象庁 東北地整
・ JETT(ジェット:気象庁防災対応支援チーム)派遣	20	継続	気象庁



リエゾン派遣状況

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むものとする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。

(附則)

平成28年 8月25日 作成

平成29年11月27日 第1回改正

令和 3年 8月 4日 改定